

しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法が かわいます



これまでの動き 平成28年 障害者差別解消法がスタートしました。

この法律は 障がいを理由とする 差別を禁止し、障がいの有無にかかわらず、お互いに尊重しながら 共生する社会を作ることを 目的としています。

「障がいを理由とする 不当な差別的取扱い」と「障がい者へ 合理的配慮を行わないこと」が差別に当たります。

障がいを理由とする 不当な差別的取扱い

障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの提供や 入店を 拒否してはいけません。

合理的配慮

負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために 必要で合理的な配慮のことで

筆談や読み上げなど、ちょっとした 配慮で 助かる人がいます。



これから変わる事 令和3年 障害者差別解消法が改正されました。

これまで 会社やお店は 合理的配慮を できるだけするように 努力することと されてきました。法律の改正により、お金の掛かりすぎたりしない場合は 役所とおなじく 必ずしないといけなくなります。

改正された法律は まだスタートしていません。この改正法がスタートするのは 公布の日（令和3年6月4日）から起算して 3年を越えない範囲の日からになります。



大阪府では 令和3年4月1日から 条例によって 会社やお店も お金が掛かりすぎたりしない場合は 必ず合理的配慮を しないといけないことになっているよ。



大阪ふれあいキャンペーン実行委員会



大阪ふれあいキャンペーンでは、障がい者団体や 地域福祉団体、行政が連携して、府民の障がい理解を 深める取組みを 進めています。現在、実行委員会は 府内44の全自治体と 障がい者団体及び地域福祉団体等44団体の、計88団体で構成されています。

HP 大阪ふれあいキャンペーン

検索

HPからは、障がいについて、遊びながら学べる「おおさかふれあいすごろく」がダウンロードできます！

